

空き家リフォーム促進補助事業について

問 企画調整課 企画政策係
☎476-1111(224)

町内にある空き家を利活用するために修繕などを行った場合、改修に要した経費の一部を助成します。

【補助対象物件】 町内にある住宅で、次に掲げる要件すべてに該当するもの

1. 個人が自ら居住するために建築された住宅
2. 1年以上継続して居住していない住宅
3. 築10年以上経過した住宅

※アパート、マンションや賃貸住宅として利用されていたものは対象となりません。

【補助対象者】 下記のいずれかに該当する方

- 賃貸または売却するため空き家を改修する空き家の所有者など
- 居住目的で使用貸借または賃貸借した空き家を改修する方

【補助要件】 次に掲げる要件すべてに該当すること

1. 市区町村民税などに滞納がないこと
2. 町内の建築業者など(個人事業主を含む)に発注すること
3. 申請年度内に工事が完了すること
4. 改修などに要する経費が30万円以上であること
5. 町、県および国が行う他の補助制度の対象とならないこと
6. 改修後、賃貸や売却(※)のほか自己または親族などが居住するなどして活用すること

※賃貸や売却に当たっては、『大崎町空き家等バンク制度』に登録する必要があります。

【補助対象経費】

- 家財道具などの運搬および廃棄に要する経費
 - 住宅の機能回復または向上のための修繕、模様替え、設備改善に要する経費
- ※直接居住に要しない部分(倉庫や外構、店舗部分など)の改修や備品の購入などは対象となりません。

【補助金額】

補助対象経費の2分の1以内で50万円を上限とします。なお、補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとします。

【申請時期】

改修工事の着工前に申請書類を提出し、町より交付決定を受けてください。改修中、改修後の申請については受理できません。



政府統計

平成30年工業統計調査を実施します



工業統計キャラクター
コウちゃん

- 平成30年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、平成30年6月1日時点で実施します。
- 工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。
- 調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として利活用されます。
- 調査票に御記入いただいた内容は、統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することは絶対にありません。
- 調査の趣旨・必要性を御理解いただき、御回答をよろしくお願いいたします。

経済産業省・都道府県・市区町村